

検討を深めるべき論点について (レートメイク)

平成28年11月10日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課



(参考) 費用配賦・レートメイクに関する論点

- 本日は「割引料金等の設定」(論点キ) についてご議論をいただきたい

		論 点	内 容	対 応
費用配賦	ア	費用配賦の計算	<ul style="list-style-type: none"> 各算定段階において、直課・帰属・配賦の考え方にに基づき、適切に費用の配賦計算が行われているか 	個別審査にて 詳細確認
	イ	配賦基準・係数	<ul style="list-style-type: none"> 各算定段階において、適切な配賦基準・係数を使用しているか 	
レートメイク	ウ	料金体系の設定	<ul style="list-style-type: none"> 算定省令(第14条1項)に基づく料金体系となっているか 圧力共通料金の設定など、事業者独自の料金体系としている場合には、算定省令(第16条)に基づき合理的であるか 小売料金や高圧・中圧の現行託送料金との整合を踏まえ、料金体系が設定されているか 	個別審査にて 詳細確認
	エ	料金単価の水準	<ul style="list-style-type: none"> 定額基本料金、流量基本料金、従量料金の単価は、合理的な考え方に基づいた水準となっているか 	
	オ	小売料金と託送料金の関係	<ul style="list-style-type: none"> 託送料金が小売料金を超えないように設定されているか もし超えるようなケースがある場合、実際の需要家の利用状況と照らし合わせても、託送料金が上回ることもありえるか 	
	カ	地域別料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> 地域別料金を設定している場合、算定省令(第15条1項)に基づき、地域ごとに定めることが適当であるか 	
	キ	割引料金等の設定	<ul style="list-style-type: none"> 割引料金等は、合理的な考え方に基づき設定されており、また有用な効果が見込まれた適正な割引額となっているか (季節別料金・稼働率向上料金/高倍率割引・コージェレーション割引等) 	専門会合で 議論

(参考) 割引料金等の設定：これまでの主なご意見

- 機器要件を設けるコージェネレーション割引の是非について、第19回料金審査専門会合にて、以下のようなご意見を頂戴した
 - コージェネレーション割引は問題外であると考えている。国の政策に乗っかっていることを理由にしているが、これはそもそも託送料金で考えることなのか。先ほどの説明を聞くと、コージェネレーション割引以外の方法が思い浮かばなかったのではなく、あえてコージェネレーション割引を選んでおり確信犯である。実際には負荷率のよくないコージェネレーションあるかもしれないが、そのような需要家にも割引が適用されてしまう。国策の推進そのものに異議は唱えないが、それを理由にコージェネレーション割引が正当化されるとはとても思えない。
(松村委員)
 - 著しく不合理で無ければ認められるような値下げ届出制の下では、たとえばオール電化割引が東日本大震災前には存在した。今回のように新制度の下でしっかりとした料金審査を実施する中で、申請された割引制度の根拠や説明として、そのような過去の状況下で届出て設定されていた割引制度の存在を持ち出して正当性を主張するのは見当違いである。(松村委員)
 - 託送料金の割引に関し、なぜ東京ガスは、大阪ガスのように使用実態に基づく割引料金を設定せず、個別機種に紐づいた割引料金を設定しているのか。(佐藤オブ)

⇒本日、東京ガスより追加のご説明をいただく

論点：機器を要件とする割引料金設定の妥当性

- 機器を要件とする割引料金設定の妥当性について、以下の視点からご議論いただきたい

機器を要件とする割引料金設定の根拠

(第19回料金審査専門会合資料6-1 東京ガス説明資料要約)

国策で導入を促進

コージェネレーションシステムは、省エネ・省CO₂のエネルギーシステムとして国の政策で導入が促進されている

今後、需要の拡大が見込まれる

具体的には、①今後需要が拡大すると見込まれる需要（コージェネレーション）を割引要件とすることで、②機器の普及が促進され需要が拡大する

割引要件のわかりやすさ

機器を要件とすることは、割引要件が分りやすく、機器の導入（＝負荷改善）のインセンティブになりやすい

議論における視点

設備の
効率的な使用

- 一般ガス導管事業等の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資するか

機器要件の
合理性

- 託送料金に特定の機器設置を要件とする割引料金を設定することが合理的か（※1）

割引の
公平性

- コージェネレーションシステム導入者と同様の負荷の良い需要家であっても、当該機器を有していないことをもって割引の対象外になること
- 負荷の悪い需要家であっても、コージェネレーションシステムを有していれば割引の対象になること

※1 準大手及びその他事業者においても、コージェネレーションに限らず、空調設備・暖房設備・発電用設備などの機器設置を要件とする割引料金を設定している事業者が存在する

(参考) 託送供給約款料金の算定に関する省令

第三章 託送供給約款料金の算定

第十四条 一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金（ガスの供給量及び託送供給契約において確保する導管の容量にかかわらず支払いを受けるべきものをいう。）、流量基本料金（ガスの供給量にかかわらず支払いを受けるべき料金であって、託送供給契約において確保する導管の容量に応じて支払いを受けるべきものをいう。）若しくは従量料金（ガスの供給量に応じて支払いを受けるべき料金をいう。）又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。

2 一般ガス事業者は、託送供給約款料金として、一般ガス導管事業等の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送供給約款料金を設定することができる。

第四章 雑則

（一般ガス事業者が定める算定方法）

第十六条 一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条及び第十一条から第十四条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。この場合において、当該一般ガス事業者は、当該算定方法を様式第七に整理しなければならない。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

(参考) 託送供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定に基づき、同項に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

（3）算定省令における「託送供給約款料金の算定」（算定省令第3章）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。

第3章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

改正法附則第18条第2項第3号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領